

気象警報による臨時休業について 令和5年7月11日

1 午後2時以降に、尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市のいずれかに気象警報が発令された場合は、臨時休業とします。

ただし、登校後に気象警報が発令された場合は別途指示します。

2 上記の5市以外の地域に在住する生徒については、その在住する地域または通学路に気象警報が発令された場合、公欠とします。

※ ここでいう気象警報とは大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、特別警報です。